

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書（1-イ）

令和 年 月 日

那珂市長 様

住所  
申請者 氏 名（会社名） 印

電話番号

私は \_\_\_\_\_ が、令和 年 月 日から \_\_\_\_\_ を行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1. 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2. \_\_\_\_\_ に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A/B)

A: 年 月 日から 年 月 日までの \_\_\_\_\_ に対する取引額等 \_\_\_\_\_ 円

B: 上記期間中の全取引額等 \_\_\_\_\_ 円

3. 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$\frac{D-C}{D} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

C: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 ( 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 ( 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等 ( 年 月 ~ 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

F: Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 ( 年 月 ~ 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

那商第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者 那珂市長 先崎 光 印

(注) 信用保証協会への申込期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。

様式第2-1-1イ (記入例)

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書 (1-1) (例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 様

住所 那珂市福田1819番地5  
申請者氏名(会社名) 株式会社〇〇商事 印  
代表取締役 〇〇〇〇  
電話番号 000(000)0000  
印は法人の方は代表取締役印、個人の方は個人印

私は (株)〇〇商事 が、令和〇〇年〇〇月〇〇日から (注1) 店舗閉鎖 を行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引きについて売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1, 事業開始年月日 〇〇年〇〇月〇〇日  
2, (株)〇〇商事 に対する取引依存度 50% (A/B)

A: 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの (株)〇〇商事 に対する取引額等

10,000,000 円

B: 上記期間中の全取引額等

20,000,000 円

3, 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{D-C}{D} \times 100$$

減少率 50% (実績)

C: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

( 〇〇年〇〇月)

3,000,000 円

D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等

( 〇〇年〇〇月)

3,000,000 円

(ロ) (イ) の期間も含めた今後3か月間の売上高等

$$\frac{(D+F) - (C+E)}{D+F} \times 100$$

減少率 50% (実績見込み)

E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等

( 〇〇年〇〇月 ~ 〇〇年〇〇月)

3,000,000 円

F: Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

( 〇〇年〇〇月 ~ 〇〇年〇〇月)

6,000,000 円

那商第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者 那珂市長 先崎 光 印

(注) 信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注1) 経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2) 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。